

電気需給約款の変更について

株式会社エネアーク中部の電気需給約款（以下「約款等」といいます。）を2021年4月1日付で変更致しますので、ご案内申し上げます。

変更内容の詳細につきましては、下記をご参照ください。

記

1. 変更の対象となる約款等

- ・電気需給約款（中部電力エリア、北陸電力エリア）

2. 変更箇所

- ・総額表示の義務付けに伴い、2021年4月1日より電気需給約款の表示を税込み表記に変更致します。
- ・北陸電力エリアの従量料金の第1段階金額を変更致します。

◆電気需給約款（中部電力エリア）：第14条1項

◆電気需給約款（北陸電力エリア）：第15条1項

第10条1項（b）、2項（b）、3項（b）、4項（b）、

3. 変更の効力発生日

2021年4月1日（木）

4. 変更後の約款等の掲載先

URL：<http://chubu.enearcdenki.jp/>

5. 本件に関するお問い合わせ先

株式会社エネアーク中部

担当部署：リビング営業部 営業企画チーム

電話番号：052-218-7617（月曜日～金曜日、9：00～17：30 祝祭日除く）

メール：eachubu_power@enearc.co.jp

以上